

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2014年5月9日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2014年4月号掲載)

第35回 中国特許民事訴訟の基礎

1.概要

第34回に引き続き中国における特許民事訴訟について解説する。

2.強制執行

(1)執行の申立て

人民法院による勝訴判決を得たとしても被告側が製造・販売を停止しない場合、または、損害賠償金を支払わない場合、強制執行の申立てを行うことができる。

強制執行は民事訴訟法に規定されている。強制執行に関する規定はより実効力あるものとすべく、2008年及び2012年における民事訴訟法改正¹により大幅に改正された。

改正後の民事訴訟法第236条は以下のとおり規定している。

第236条

法的効力を生じた民事判決、民事裁定を当事者は必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒否した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申立てることができる。裁判官は、執行員に移送して、執行させることができる。

調解書及びその他人民法院が執行すべき法律文書を当事者は必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒否した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申立てることができる。

このように、判決及び調解に対し被告側が従わない場合、判決等の執行を人民法院へ申立てることができる。ただし、申立期間は履行期間の最終日から2年と期間が定められている点に注意すべきである(民事訴訟法第239条)。法改正前は原則として1年であったところ、十分な期間を付与すべく2年まで延長された。

執行申立てに期間制限があること、また、被告の財産隠蔽・財産状況の悪化等のリス

¹ 改正民事訴訟法は2007年10月28日に全国人民代表大会を通過し、2008年4月1日より施行されている。

クも次第に大きくなることから、判決に従わない場合速やかに執行の申立てを行うことが好ましい。

(2) 執行のプロセス

法的効力を生じた民事判決については第一審の人民法院、及び、第一審の人民法院と同級の被告財産所在地の人民法院が執行を行う。具体的な執行事務は執行員が行い、執行員は執行申立書を受け取った場合、被執行人に対して執行通知を発し、指定期間内に履行するよう命ずる（民事訴訟法第 240 条）。

2012 年改正前は、執行通知後一定期間経過後に強制執行がなされていたが、より判決による執行力を強化すべく、執行通知後、執行員は直ちに強制執行措置をとることができるよう改正された(中国民事訴訟法第 240 条)。

改正前	改正後
<p>第 216 条(執行通知)</p> <p>執行員は、執行申立書を受け取り、又は執行書の移送、交付を受けた場合には、被執行人に対して執行通知を発し、指定期間内に履行するよう命じなければならない。期間を徒過しても、なお履行しない場合には、強制執行をする。</p> <p>被執行人が法律文書により確定された義務を履行せず、かつ財産を隠匿し、又は移転するおそれがある場合は、執行員は直ちに強制執行措置を講じることができる。</p>	<p>第 240 条(執行通知)</p> <p>執行員は、執行申立書を受け取り、又は執行書の移送、交付を受けた場合には、被執行人に対して執行通知を発しなればならず、<u>また、直ちに強制執行措置をとることができる。</u></p>

また被執行人の財務状況を明らかにさせ、執行を円滑化させるべく、法改正により、被執行人は執行通知を受け取った場合、現在の財産状況及び 1 年前の財産状況を報告しなければならない。この報告命令を拒絶した場合、または、虚偽の報告を行った場合は、被執行人は罰金または拘留に処せられる(民事訴訟法第 241 条)。

さらに、履行しない場合、人民法院は被執行人の出国制限、企業信用調査システムへの記録、メディアへ不履行であったことの公表をおこなうことができるようになった(民事訴訟法第 255 条)。

(3) 執行措置

強制執行の場合、銀行預金の凍結・振り替え、収入の差し押さえ、財産の差し押さえ・競売、または、家屋強制明け渡し・土地の強制退去が命じられる（民事訴訟法第 242 条～246 条）。

また、被執行人が判決等に記載の指定期間内に損害賠償金を支払わない場合、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。この債務利息は、中国人民銀行の同時期の貸付基準利率に基づき計算される。具体的には法律文書で確定した金銭債務×同時期の貸付基準利率×2×遅延履行期間が債務利息となる(司法解釈[2009]第 6 号)。同様に、差止めに応じない場合も、履行遅延金を支払わなければならない（民事訴訟法第 253 条）。

(4) 執行中における和解

執行中において当事者は和解を行うことができる。当事者間で合意に達した場合、当該合意に基づき和解が成立する。ただし、被執行人が当該合意に従わない場合、当事者の申立てにより、人民法院は、元の状態へ執行を回復させることができる（民事訴訟法第 230 条）。

続きは、月刊ザ・ローヤーズ 4 月号をご覧ください。